

名古屋市教育委員会定例会

令和 5 年 4 月 21 日
午後 3 時 00 分
教育委員会室

報 告

報告第 1 教育長職務代理者の指名について（報告第 1 号）

議 事

- 日程 1 名古屋市立小学校の通学区域の変更について（第 1 号議案）
- 日程 2 令和 6 年度使用教科用図書採択基本方針について（第 2 号議案）
- 日程 3 令和 6 年度使用教科用図書採択の流れについて（協議題第 1 号）

出席者

坪 田 知 広 教育長
西 淵 茂 男 委 員
鎌 田 敏 行 委 員
中 谷 素 之 委 員
山 本 久 美 委 員

教育次長始め、事務局員 13 名 ※傍聴者 0 名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は報告事項 1 件、議案が 2 件、協議題が 1 件です。

それでは、報告事項 1 「教育長職務代理者の指名について」につきまして、私から説明申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 2 項では、教育長に事故がある場合などに事務に支障を来すことがないように、あらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとしています。このたび令和 5 年 3 月 31 日をもって、それまで第二教育長職務代理者であった船津委員が退任されました。

つきまして、令和 5 年 4 月 1 日付で鎌田敏行委員を第二教育長職務代理者として指名しましたので、報告します。

なお、第一教育長職務代理者は引き続き西淵委員に努めていただきたいと思います。

それでは報告事項 1 「教育長職務代理者の指名について」は以上です。

(坪田教育長)

次に、日程第1、第1号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(酒井教育環境整備課長)

第1号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」ご説明いたします。

本件は、熱田区の船方小学校及び大宝小学校の通学区域を変更するものでございます。

まずは参考図をご覧ください。この黄色の部分が対象の区域になりますが、現在、船方小学校の通学区域となっておりますこの部分につきまして、大宝小学校の通学区域に変更したいというものでございます。

この部分については変更したいというご要望を地域の住民の方からいただいているという内容でございます。

具体的な経緯をご説明いたします。1枚はねていただきまして広域図の方をご覧ください。

「八番一丁目」という文字の右上あたり、黄色のところをご覧ください。ちょっと小さいんですけど、黄色の部分が対象地域でございます。

この地域は、学区境でありまして、長らく駐車場として利用されておりました、住居がなかったものですから、近隣の住民の方々からはどちらの学区であるかという意識が希薄で、昨年5月にここに集合住宅が建つ計画が決まったことを契機に、住民の方々が話し合われたものでございます。

集合住宅の所有者の方を含めた地域住民の方から、新たに集合住宅が建設されて、住民活動が始まるにあたり、地域活動については大宝学区で行っていきたいという意向が示されまして、両学区で話し合われて合意され、併せて通学区域も同様に変更したいとの要望が上がったものでございます。

現状、こちらには住居がありませんので、船方小学校に通っている子どもはおりません。ですので施行日につきましては、集合住宅の入居の募集が開始する予定であります、令和5年8月1日としたいと存じております。

また、もしこの区域に現在小学校に通っている児童がおれば、卒業まで変更前の学校に通えるようにするなどの経過措置を検討するところでございますが、現状この区域には児童はおりませんので、経過措置を設ける予定はございません。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたのでご意見ご質問があればお願いします。

(西淵委員)

船方は今児童数ってどれくらいなのかっていうことと、それからこの黄色のところって集合住宅が建ってマンションみたいなのが建つわけですか。どれくらい入るかって予測ってもうできてるわけ。三つ目がここで引くってというのは歪だよね。なんか月極駐車場って書いてあるところって、1区画やっつくっていう手はないのかなっていう。

(酒井教育環境整備課長)

現在の船方小学校の児童数でございます。今年度の令和5年のですね、4月7日現在で562人。クラス数にしますと、21クラスでございます。大宝小よりも船方小の方が大きいという状況でございます。

それから、どのような住居ができるのかということでございます。当該地域に建ちますのは26戸程度の集合住宅、2LDK程度のものを考えていると聞いてございまして、どちらかというが高齢者向けの住宅が建つのではないかとということを聞いてございます。

それから三点目ですね、ここで区切るのは歪ではないかということですね。確かに私どもから見ても、そのように考えるのもそうかなと私も思いますけれども、地域の住民の方々がここで区切って、今回この部分だけを対象にご要望いただいたりですとか、話し合いをいただいておりますので、私どもとしましては地域の住民の方々のご意見を尊重したいなと考えているところでございます。以上でございます。

(西淵委員)

わかりました。

(坪田教育長)

他いかがでしょうか。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、日程第1、第1号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

次に、日程第2、第2号議案「令和6年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小島指導室長)

それでは、第2号議案「令和6年度使用教科用図書採択基本方針について」をお願いいたします。

はじめに、令和6年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針についてでございます。

本市の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づきまして、毎年、8月31日までに「種目ごとに一種の教科用図書」を、教育委員会で採択することとなっております。

特別支援学級を含む、小学校・中学校、特別支援学校用教科用図書につきましては、小学校は令和元年度に採択替えを行い、令和2年度から実施しております。中学校につきましては、令和2年度に採択替えを行い、令和3年度より実施をしております。

無償措置に関する施行令第15条におきまして、採択替えを行った教科用図書を採択する期間は、原則4年間と定められております。よって、令和6年度につきましては、小学校の教科用図書につきましては4年ごとに行う採択替えの年度となります。従いまして、令和6年度使用小学校・中学校および特別支援学校用教科用図書採択基本方針につきましては、

- (1) 小学校用教科用図書は、種目ごとに1種のものを採択する。
- (2) 中学校用教科用図書は、「令和5年度と同一のものを」採択する。
- (3) 特別支援学校用教科用図書は、「特別支援学校知的障害用教科用図書」を採択する。
- (4) 「特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する、ただし、小学校及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとする」という方針を考えております。

続きまして、令和6年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針についてお願いいたします。

義務教育で使用する教科用図書と異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。高等学校におきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。従いまして、それらの特性や実態に応じた適切な教科用図書を採択するために、議案2にお示しさせていただきまして採択基本方針を考えております。

以上でございます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(西淵委員)

では、はい。お願いします。

ちょっと記憶がもう途切れちゃってんですけど、去年採択したのを検定でなんかあったからということで、採択し直すかどうかみたいなことやった覚えがあるんですけども、今年度はもうそれは、この検定が終わってるからいいということなのかということが一つと、それから中学校用教科用図書は令和5年度と同一のものを採択するなんだけど、これ会社が存続するとか存続しないとかいうことの、確認のことがあるんじゃないかということなんですけど、つまり、不適切な行為があった会社などは、入ってるか入ってないのか。ちょっと採択しないわけですね、本来として。入ってるのか入ってないのか教えて。

(小島指導室長)

一点目、委員に、今ご指摘いただきましたことにつきましては、中学校の歴史教科書で、検定が追加して、認められたという教科書がございましたので、現行のものと、後から認められたものを2者、比較をして、ご審議いただいて、現行のものをそのまま採択するという事をお決めいただいたというふうに認識をしております。

二点目でございますが、西淵委員からご指摘いただきました不適切な行為があった教科書会社につきましては、中学校の検定の際には、該当するんですが、今回お願いをいたしますのは小学校の教科用図書採択でございます、そこには含まれていないということでございます。

(西淵委員)

いやそうじゃなくて現行中学校用教科書に入っとらんかってことを聞いている。

(小島指導室長)

入っております。

(西淵委員)

そのまま使うっていうのでこれ同一採択するでいいの。中学校の今度の検定の時には省くっていうふうになっているんだけど、それは文科省が、省いてるわけ。検定から。もう明らかにペナルティとして。

今使っているものは、その会社のやつはそのまま令和5年と同じものを採択するというふうで決めていいの。方針として。その考え方はどういうふうなの。

(小島指導室長)

今回についてはそのまま使わせていただきたい。

(西淵委員)

理由はっていう。

もう明らかになってたのに、わざわざ採択、同一のものをされてますよね。4年間があるんだけど、わざわざ基本方針出して同一のものを採択するっていうからには、理由があるでしょ、何か理由がないとこれいかんじゃない。

(小島指導室長)

今使ってるものについては検定が通ったものであり、次回が、認められないというふうに認識をしているんですが。

(西淵委員)

そんなこと検定のこと聞いているのじゃない。使っていていいかって聞いているの。継続して、名古屋市の子どもたちに、そういうものを、そういうことがあった会社のものを、同一のものを使わせといていいかって、私は聞いているのです。

(小島指導室長)

失礼いたしました。はい。検定うんぬんじゃないということは理解いたしました。

この、中学校用の方につきましては、どういった形でご審議いただくかというところを、一度預からせていただければと思います。

(西淵委員)

採択基本方針を今やっとするのに、預かったら駄目だよ。そんなこと認められない。

(安藤学校づくり推進監)

その教科書につきまして、採択時において、我々が4年間使用するという事で、採択をさせていただいた時においては、この教科書に、あるいはその教科書会社に、問題がなかったというふうになっておりますので、もう1年ですね、採択をさせていただきたいというふうに考えております。

(西淵委員)

それ一つの理屈はありますよね。

(鎌田委員)

なんの科目の教科書でどんな問題があったのかご説明いただけますか。軽微なものであればよいかもしれませんし。

(小島指導室長)

具体的な会社名は大日本図書でございます。

(鎌田委員)

科目はなんですか。

(小島指導室長)

理科でございます。

(鎌田委員)

どういう問題があったのですか。

(小島指導室長)

先ほど公正の確保ということについて説明させていただきましたが、そういった教科書採択に関わる公正に疑義が生じたというそういった不適切な行為にあったというふうに把握しております。

(鎌田委員)

もうちょっと具体的に、この会社にこういう問題がありましたというようなことを教育委員にですね、通知していただいて、それでその後、この教科書を継続使用してもよいかどうかということについてももう一回ご議論いただきたいと言っていたければですね。これではですね、内容が全然わからない。要するに知らしむべからずみたいなんですね。旧態依然とした教育委員会のそういうことでよろしいのでしょうかと私は思いますね。

(小島指導室長)

大日本図書が発表した内容でございますが、不適切な営業活動が行われていたということ。それによって、公正性、透明性に疑念を抱かせる結果になったということが発表されております。また、改訂が行われる6年度版の小学校教科書については検定に合格したので、審査ができる状況になっているということが教育委員会あてに、出されております。

また、すみません。もう一つよろしいでしょうか。先ほど令和6年度の使用教科書についての方針について、すいません、答弁が不十分で申しわけなかったんですが、令和6年度使用教科書の採択事務処理についてということで、中学校の教科書の採択については、令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないというふうに文科省の方から通知が来ております。で、先ほどの令和6年度の使用教科書については以前に検定を合格しているものということと、そういった令和4年に採択したものの、同一の教科書を採択するという採択事務処理についての通知を踏まえて、同じものを使わせていただければというふうにお願いをしたいというふうに存じます。

(鎌田委員)

説明が非常に不十分。非常に不親切。民間企業じゃありえない説明ですよ。

今、大日本図書はこんなこと言ってますと。それを100%そのままに鵜呑みにするんですというのであればそういうふうに言っていただきたいし。そういうふうに来てきたけど、教育委員会事務局としてはそう判断しませんと言うならそうと。こうした事について議論があったのかどうか。それはいかがですか。

(小島指導室長)

大日本図書が行った行為について、教育委員会で、同じものを使うかどうかというような議論は行っておりませんが、繰り返しになって恐縮ですが、今、前に検定が通っているということと、それから、採択の事務についてはですね。

(鎌田委員)

教科書みんな検定通っているわけですよ。国の。ですからそれについて言及する必要は全くない。そうじゃなく、不適切な行為がありました。自ら言ってるわけです。それをどの程度不適切かということについて、教育委員会としてどう判断してるんですかと。許せる範囲ですと言うのかどうなのか。これはもっとけしからんですよというのか。

令和4年のものを翌年度も使わなければならないというルールがあるのであれば、それは見せていただきたいんですけども、何が何でもそれができかどうかわかりませんよ、よほど悪いことしたらですね、それは法律じゃないんでしょ。なにがなんでも採用しなきゃいかんということはないとは思いますが、それは仮に採用するとしても、じゃあ今度は小学校のときには大日本図書は応札を認めないというふうにすることもできると思うんですよね。どういう問題があったのか。不適切なんでしょうけど。どういう不適切さがあったんですか。

(栢田指導部長)

すいませんちょっと言葉足らずで申し訳ありません。大日本図書の不祥事の件ですけども、それについては、具体的に言いますと、元校長に、その教科書の採用がされるように、便宜を図った見返りに、現金の提供や飲食などの接待をしたということが、ありました。それについては文科省の方が、行政処分を行うということでございます。

(鎌田委員)

行政処分を行う。どういう行政処分が行われたんですか。

(栢田指導部長)

具体的に言うと、次回の中学校の教科書検定には、大日本図書は参加をさせないというふうに、聞いております。

(鎌田委員)

それは文科省が、そう決めているんですか。

(栢田指導部長)

そうですね。はい。

(鎌田委員)

それとは別に名古屋市としてどう判断するかということはまた別ですよ。

(杣田指導部長)

そうですね。先ほどからご指摘をいただいておりますけども、小学校の、今回の検定については影響がないというふうに文科省からは、聞いております。

(鎌田委員)

文科省が何といおうと、名古屋市がどう考えるかっていうことですよ。本当にけしからんというふうに名古屋市として教育委員会として考えたのであれば、やっぱそれから当然、何年か分はですね、選定の対象としませんという判断があったっていいと思いますよ。

(杣田指導部長)

委員おっしゃるとおり、そういった議論も必要かと思っておりますけれども、先ほど指導室長の方が申しましたように、あと推進監の方も申しましたように、検定の教科書の中身として、検定をして、審議をした時点では、その部分に関しては、不正とか、そういうものではなくて、教科書としては、正しく認められていると。ただその次のですね、教科書の採択に当たって、採択の手続きに不正があったということで、その教科書の中身自体に何か問題があったとかというふうにはとらえておりませんので、その教科書を使うということに関しては、問題はないというふうに思っておりますが、委員おっしゃるように、議論という部分は、しておりませんので、そのあたりは、議論が必要かなと思っております。

(鎌田委員)

問題があれば、その問題は情報開示して、それを教育委員会のみんながどう考えるのか。皆さん、それぞれ意見違ったっていいんですけど、最終的にどうするかということについては、議論しなきゃいけない。その前にここに、どういう問題があったのか書いてくれないと。こうなんというんですか、言葉、あんまり使いたくないですが、お役所仕事といますかですね。事なかれ主義といいますか、とにかく臭いものにふたというふうなことではないんでしょうけれども、そう言われてもしようがないような対応ではないんでしょうかと感じます。内容があれだから、共謀したりしてもそれは良いんだと、それは国がそう言ったところですか。そういう会社のものを使って果たしていいんでしょうかという、今、高い透明性が求められる時代になってですよ、そういうことが許されるのかと。またそういうことを子どもたちが知って、いいのかと。よしとするんですか。そういうことも議論しなくていいですかというふうに私は、思いますけども。私はほんとにね、透明性はね、非常に少ないと思うんですよ。

(西淵委員)

今、鎌田委員おっしゃるとおりで、採択時によかったから小学校の教科書の、文科省が言うのを8割9割受けるとしたら、そのときはよかったので検定の素材にはあげますと。ここまでですね、ここまではいいいけど小学校の採択はこれからするので、我々教育委員会

としてはその問題も考えて、本当に教科書、その会社のものを使わせるのが、適切か不適切かはこれから審議します。これは共通理解が今できたように思うんですね。

ただ、中学校の教科書は、採択が通ったものでやったから、もうずっと使ってるから、そのまま継続して使うんですというのを、文部科学省はそうやって使えって言っとるわけ。法律ではどう書いてあるの。これ、駄目なときあるでしょ、4年間採択継続してはいかん。省く、除外規定があるはずでね。で、それはどういう除外なのかということと、それに該当しなければもう継続して使わなければならない法律なんだから、使わないかんのだけれども、ただ、少し言っときたいのは、文科省がもしそれを鵜呑みにして認めるんだったら、悪いやつ、これやってそのまま使わしとけて我々に言っとるようなもので、そういうもし通達があるなら、非常にそれ、あれだよ、なんていうの、事の重大さを、文科省自身が重大だ重大だって言うわりには、何ら認識してない。文科省が。そういう話だよ。そういうふうに思います。だからいいんですけど、小学校の教科書採択にあたっては、そういうことが議論になりますこれ。鎌田委員おっしゃるとおり、議論になるので、やっぱ考えをちゃんとまとめておかないと我々もちゃんとそれはいけない。出さなかんことだと思います。ただ今、基本方針で中学校はどうだって聞いているわけ。法令どこやったんよ4年間採択する義務。どういうときはダメなの。会社がつぶれたら駄目でしょう。いくらなんでも。

(坪田教育長)

ちょっと正確に本当に説明してもらったほうがいいと思うんですね。教科書無償措置法の施行規則とかをちゃんと紐解いてきっちりこれは説明しないと、何が原則で何が例外なのか、今回の場合はどう文科省が新たな見直しをしているのかとかも含めて。

(小島指導室長)

今、西淵委員からご説明いただきました、先ほど申し上げたように、同一ものを採択しなければならないということは、そういった通知が来ておるんですが、おっしゃられたように、例えば教科書会社がなくなったとか、そういったことを、想定したことといたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則、これの同一教科用図書の採択の特例という項目がございます。その第6条の1項に、採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く）とありますが、発行が行われないこととなった教科書を採択していた期間、これが一つ特例でございます。それから採択した教科用の採択関し、発行者その他の教科書用図書の採択に直接利害関係を有する不公正な行為があったと認められる場合、当該採択に関し不公正な行為あったと認められる教科用図書を採択していた期間とございます。

(西淵委員)

じゃあダメじゃん。該当しとるがや。

法令を曲げて、施行規則を曲げて文科省これ採択しろって言ってきとるわけ。法令ですよ。採択期間に、不正行為があったものの会社は採択しなくていいというふうに聞こえるんだけど、今の条文からすると。

(坪田教育長)

これはまた違うんで正確なところ説明して欲しいんだけど、改正がありましたよね施行規則が。法律から施行を落としているから施行規則が法令なんですけど、それで、不公正な行為が行われた場合は、同一の教科書を採択しなきゃならない期間の途中でも、市町村教育委員会の判断で採択替えをすることができるというのが、先般4月1日付の愛知県教育委員会の義務教育課も示されてますよね。それを踏まえて、これは最新の情報で判断をしないと。ミスリードしますよということだと。

(小島指導室長)

申し訳ございません。

(西淵委員)

いや、今教育長さん言われたみたいにそうだとすると、今こう方針で、我々は本当にこれ、中学校の教科書、同一のものを使っていいかっていうのはやっぱり議論せなあかんようになってきちゃうね。違う。教育長さん教えていただいたような通達が、県教委から来てて、採択権者。

(坪田教育長)

そうですね。ガイドラインという形で示されてますから、県から。教科書事務は都道府県が一応一つの権限を持っていて、ちゃんと管下のところがちゃんとやる。大体ブロックになって複数の市町村が採択地区になっているんですけど、政令市の場合はもう名古屋市＝採択地区ということになるわけですけど、でも全体の方の取りまとめは県がやっているというこういう構図になっています。だから国が大きな例を示して、また県が、この県の中の方針を示して、また市で独自のことを考えるという、そういう考え方になっていますので、その中の裁量の中でどこまでこれをきちんと、判断するかというのは市にあるわけです。

(西淵委員)

少なくともこれ簡単に、今までと、本当に前例踏襲主義で、鎌田委員おっしゃったように、そのまま、4年間大丈夫だから中学校もそのまま書いとくって今までの通りでは、もう、いけないと思いますよと、ちゃんと議論した上で、こういう、方針だから、変える必要はないと言うならいいんだけど、何の議論もなくてそんなもん、この方針で出してくるなんてとんでもない話で、社会情勢も踏まえとらんし、名古屋市民の使う子どもたちに対するその信義もない。それはちょっと、議事録から除いてもらって。

(鎌田委員)

これ残すべきでしょう。明確に書くべきだと思います。先ほどの贈賄というのはあれですか。贈賄罪で処罰されたんですか。校長先生はどこの校長先生ですか。どこの都道府県なんですか。大日本図書からは。大日本図書がやったことに対して、自分たちとしては市教育委員会の事務局としてはどう判断しておられるのか。そうだよねいいよね。そのとおりじゃないかというふうに思われたのか。ちょっとやっぱり違うのではないかと。そこらへんを教えていただけるとありがたいですね。

(小島指導室長)

先ほど、あと部長がご説明させていただきました、いわゆる汚職事件につきましては、大阪府の事案が、一つ報道されております。それで今、検定は通っているものの、そういう不正があったものについて、子どもたちに使わせるのはどうかということにつきましてはご指摘いただいたことは、そういった心配もあるかなというふうには思いましたが、私たちといたしましては、繰り返しになりますけども、今使わせていただいている教科書がその時点で検定を通っているということで、ちょっと法律の説明も不十分で大変申し訳ございませんでしたが、事務手続き上、中学校については今と同じものを使うということで、何とか現状のものを使わせていただけないかと。ただ教科書会社がそういった利害関係に関わる場所、または公正公平を欠くというところについては重大な事案だというふうにとらえておりますので、そこについてはそういった思いが、市民の方、保護者の方にもあるということは十分踏まえて今後考えてまいりたいです。

(鎌田委員)

重大な事案だという認識をお持ちなのであれば、とてもそういう結論にならないのではないかと私は思いますよ。これくらいのことならしょうがないよ、あるよと。昔からあったよということで考えておられるのであれば、それはそういうご発言も理解できますけども、それではいかんと思いますし、先程の話でどのような処罰が下されたんですか。贈賄側に。逮捕されたりしたんですか。

(枅田指導部長)

詳細についてはちょっと今手元にはないんですけども、商業誌に載っている部分でいきますと、その元校長が、教科書が採用されるように便宜を図った見返りに現金の提供や飲食などに接待受けたとして元中学校の校長は有罪が確定しているというふうに出ておりますし、贈賄側の大日本の社員ですとか、役員についても略式命令を受けていると出ております。

(鎌田委員)

校長側がどういう処罰でしたっけ。

(枅田指導部長)

今有罪というのは見つかったのですが、中身が。

(鎌田委員)

いじめの問題もそうなんですけれども、こういう問題が起こったときに自分の子どもが使う教科書としてふさわしいかどうかという判断をしていただきたいのと、悪いことをした会社のものを使っていいのかと。お父さんがね、こういう会社のものを使っていかんと言ったんだよ、というようなことを言ってあげた方がいんじゃないかと私は思うんですけどね。そうじゃなくて、もう事なかれ主義でそれくらいのことなら言わなくてもね、清濁併せ呑むみたいなそういうふうな教育方針なのかどうなのかですね。針小棒大にするつもりはないですよ。そういう気持ちはまったくないんですけど、事の重大性っていうことについてどういうふうに考えておられるのか。

(小島指導室長)

教科書の採択において、公正に審議するために、また教科書会社側からしても、きちんとルールに則って、よい教科書を自分たちが多くの都市で、採択されるように努力することについて、企業のあり方としては、大変許しがたいということだと思います。

ただ、その教科書の中身について書かれている内容が、子どもたちが学ぶにふさわしいかどうかというところについて、以前内容を十分に調査をして審議をして、通したものでありますので、鎌田委員おっしゃっている保護者の感情として、又は世の中の一般の考え方としてそんな悪いことした教科書会社のものを、子どもたちに使わせるのはというふうに考えていることも十分理解はできるんですけども、その中に書かれている内容が子どもたちが勉強するのにどうかというところで今回同じものは使わせていただきたいと考えております。

(鎌田委員)

まったく考え方が違うと思いますよ。

(坪田教育長)

これあくまでも議案ですから、別に直していいわけです。別に直さないように頑張る、頑張るすぎる必要もないし、ただ議論をするっていうことで十分なんで、だから、今のちょっと意見を踏まえて、やっぱり教育委員の会議がこれは決める話なので、教育委員会の皆さんがこれは、例えば同一のものを採択する、ただし、何か不正行為があったものについては、改めて採択の可否を検討するとかですね、こういうものをつけることによってこの基本方針という方向性でもありうるし、ただそれはちょっと少しもう1回きちんと法令とかをきちんと見てやらないと、なんで他の政令市はそうになってないのに、ここだけこうなるんだっていう時にちょっと説明がつかないこともあるかもしれないので、ここはちょっときちんとこれは採択事務大事ですから、一度ちょっと引き取って修正をするとか、あるいはちょっと、一番最後にこれもう1回まわしてその間にちょっと調べて、修正案を考えてもらおうとかちょっとそういう丁寧にやったほうがいいなと私は思いますね。

(中谷委員)

よろしいでしょうか。

(西淵委員)

計画しといて28日についていう手もある。

(坪田教育長)

時間的に間に合えば。

(西淵委員)

28日ならあれだ。また集まるでしょ。テクニク的なことなので後でいいです。教育長さん言われたみたいに。ちょっと中谷委員があるみたいなので。

(坪田教育長)

それでは中谷委員お願いします。

(中谷委員)

ありがとうございます。3月9日の読売新聞の記事によると藤井寺市の教科書汚職事件を受けて、文科省としては罰則を初適用すると。つまり25年度から使用される教科書に関しては検定に合格した場合でも、不合格とするという厳しい扱いにするというそういう方針が示されている。ということで、全く根拠がないこと、報道ではないと思いますので、それをあたかもなかったかのように、スルーして、これまで通り使っていましたから、採択を通りましたからっていうわけにはいかないと思います。前回の打ち合わせの時でも、申し上げたつもりですけれども、これだけのことがあった以上は、同じ教科書を使ってる以上は、それに関し言及する責任があると、教育委員会として、思いますので、その点ご考慮いただき、総論としては教育長のご提案のような方向、西淵委員のご提案のような方法ってというのが、あり得ると思いますがあくまで市民目線というか常識的に考えて、やっぱり何も触れないということにはならないと思うので、ご検討お願いします。

(坪田教育長)

ありがとうございます。この際ですから、出席者全員にお聞きした方がいいと思いますので、山本委員すいません。ちょっとまだご理解があれかもしれませんが、ちょっと今のご議論を聞いた上での、ご発言をお願いできればと。

(山本委員)

今日初めてなので、何もわからないままちょっと参加をさせていただいているんですけど、他の県も使われているわけですね、この教科書を。他の県がどうされているのかっていうのが、ちょっと知りたいかなと。ただ小島室長が言われるように内容が一番いいか

らということで選ばれたはず。検定は皆さん通っているやつを選んだと思うんですけど、その内容が一番優れているものを選んでいるとすれば、それでお勉強することも大事なのかなという気がします。

それと3年間使うので今新しい教科書に替わってしまったときに途中から違う教科書になると順番が入れ替わっていたりすることで使いにくいこと、新しく入る1年生はいんですけど、2年生とか3年生とかで継続して使う子どもがいると入れ替えだったり、教え方が違ったりする、表記の仕方が違ったりすることで、やりにくくなることもあるんじゃないかなと子ども側の意見からですけど、そんな気がします。よくない会社へのペナルティを次のものにするっていう決まりが与えられているのであれば、私は子どもの勉強の方を優先させてあげたい気持ちがあります。

(坪田教育長)

ありがとうございます。いろんなご意見も出たのでそれを踏まえつつ、もう一度これでいいのかという議論、もし、修正なのか、あるいはこれでいくんだったらこれでいいという説明がきちんと多分ないといけなと、ここまで議論した以上はですね、というのはありますんで、いずれにしても、ちょっと、次の機会なのか。この時間で最後に間に合うのかわからないですけどちょっと時間を取ってもらう必要があるかという気がします。

(小島指導室長)

法律について説明が不十分なところがございまして申し訳ございませんでした。もたれとなる法律につきましては、きちんと説明できるように準備をさせていただきたいと思います。また他都市のということもございましたので、少しお時間をいただきまして、もしよろしければ、次の日にちの会のところでご説明できればと担当としては考えております。

(西淵委員)

愛知県のガイドラインも今、教育長さん言われた。

(小島指導室長)

それもちょうと調べさせていただきます。

(坪田教育長)

県にも確認をした方がいいかと。

(西淵委員)

どんなことが不適切だったかということを鎌田委員おっしゃっているんで、そのへんも示してもらえれば。上で採択の基本方針を定めたいと。採択をするかどうか決めとる。

(小島指導室長)

はい。おっしゃる通りです。途中、その言い方も間違ってますみませんでした。

(坪田教育長)

なのでちょっとこれ保留さしていただきまして、次の、議題に移りたいと思います。

日程第3、協議題第1号「令和6年度使用教科用図書採択の流れについて」を議題いたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小島指導室長)

続きまして「令和6年度使用教科用図書の採択の流れについて」でございます。

今基本方針のところではご指摘いただきましてもう一度ということでしたが、今からお話する内容は流れについてでございますので、ご審議賜ればと思います。

お手元の資料1「令和6年度使用小学校用教科用図書の採択の流れについて」をご覧くださいただければと存じます。小学校用教科用図書は、学識経験者からの「意見聴取」、調査専門委員会から提出される「教科用図書調査専門委員会報告書」、各小学校から提出される「教科用図書調査研究報告書」及び、教科書センターから提出される「市民の声」を主な資料として教育委員会に提出し、調査・協議をしていただいた上で採択したいと考えております。

それでは、小学校用教科用図書の「採択日程」と「教科用図書の調査研究」について、少し詳しくご説明させていただきます。同じくお手元の資料1をご覧ください。

日程につきましては、4月の第1回、5月の第2回の教育委員会で、採択基本方針や採択日程、調査研究の観点・着眼点案など、令和6年度使用教科用図書の採択の進め方について審議をしていただくことになっております。そして、7月の第4回の臨時の教育委員会で四つの資料を参考として、これは三つの場合もございますが、参考として、採択について審議をしていただきます。

資料1の5月から6月にかけているところに、縦長の四角がございますが、一番左の意見聴取会というところでございます。こちらにつきましては、教育委員の皆様からご要望をいただいた場合に開催し、学識経験者などを招いて教科書についての説明や意見を伺う機会というふうにしております。

左から二つ目の四角でございますが、教育委員会が、小学校の種目ごとに調査専門委員を依頼して、「教科用図書調査専門委員会」というものを組織いたします。5月19日より教科の専門的な立場から教科用図書の調査研究を進め、その成果をまとめたお手元のこれは令和2年度のものでございますが、資料2-1・資料2-2にございますような調査専門委員会報告書を教育委員会に提出してもらいます。この報告書には、観点ごとに各者の特色が書き込まれるというものでございます。

続きまして左から三つ目の長四角でございますが、学校においてでございますが、教員で構成する「教科用図書調査研究協議会」を組織いたします。5月15日から6月12日までの間に校長を長とする協議会において各学校において教科用図書の調査研究を行います。その成果を資料3にございますような、研究報告書にまとめて教育委員会に提出をしてもらいます。これら二つの報告書にあります「観点項目」と、それぞれの観点項目をどのよ

うな視点で検討すべきかという「着眼点」につきましては、教科ごとに県の選定審議会より示された観点項目と着眼点を基に、設定いたします。観点項目と着眼点につきましては、5月の教育委員会で提案をさせていただきたいと考えております。

次に一番右の長四角でございますが、四つ目の市民の声についてでございます。名古屋市教育センター、鶴舞中央図書館、西図書館、港図書館、南図書館、天白図書館の6か所の教科書センターで教科書展示会を開催いたします。市民の声を「ご意見・感想記入用紙」の形で集めまして、教育委員会に提出いたします。展示会の期間は、休館日を除いて6月2日(金)から6月29日(木)までを予定しております。

以上の四つの資料を基に、計3回の教育委員会において、13種目の小学校用教科用図書を審議し、採択をしていただきます。

なお、教員による調査研究を行う展示会場は、資料4にございますように、名古屋市教育センター、鶴舞中央図書館など6か所の教科書センターと小学校を会場として行います。小学校会場では中学校区ごと、中学校ブロックという言い方もいたしますが、に1校を会場とするか、中学校区内の小学校で見本本を回覧する形で調査研究を行ってまいります。展示内容は、小学校用13種目の教科書見本本になります。

次に「特別支援学級および特別支援学校の採択の流れ」についてでございます。

特別支援学級および特別支援学校では、毎年、各学校において教科用図書研究協議会を設置し、校内で研究を行っております。児童生徒一人一人の障害の特性に合わせた教科用図書について研究し、結果を教育委員会に報告し、採択するという流れをとっております。

以上のように、教科用図書の調査研究を進めさせていただき提案をさせていただきます。よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

次に、「高等学校用教科用図書の採択の流れ」についてでございます。

資料5をご覧ください。「教科用図書の調査研究」に関わることについて、少し詳しくご説明申し上げます。

まず、①にありますように、意見聴取会は教育委員の方からの求めがある場合に開催して、学識経験者の方などを招いて教科書についての説明や意見を伺う機会としております。

次に、②についてございますが、教科研究会でございます。この会には各校の教科の代表者が集まって教科別に教科書の研究を行いまして、その結果を各校に提供するとともに、教育委員会にも提出いたします。今年度は5月17日から6月1日の間に開催いたします。

また各学校では、③のような教科用図書研究協議会を設置しまして、教科書の調査・研究を行います。この協議会は、校長を長として全教員で構成しております。各校の協議会では、教科研究会から提供された情報などをもとに教科書の研究を行い、その結果が教育委員会に提出されます。

④の教科書展示会につきましては、教科書センターである鶴舞中央図書館において、見

本本を6月2日から6月29日まで公開して、市民の皆様にも自由に閲覧いただくとともに、そこに投書箱を設けて意見を聴取し、教育委員会に資料として提出いたします。

①～④の結果を基に、7月の教育委員会定例会にて採択をしていただく予定でございます。

説明は以上であります。よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりました。先ほどの関係ではちょっとまだこれで足りるかどうかわからない手続きもあるかもしれませんが、とりあえず流れについてもしご質問などがあればと思います。

(鎌田委員)

7月21日と28日、両方とも図書採択と書いてあるのですが、これは21日に決まらなかった場合に28日に再度行うという意味ですか。教科書の内容によって2週に分けて採択するという意味ですか。

(小島指導室長)

これまでの流れですと、1教科ごとにやっていく際に結構時間を要している場合もありますので、時間がかかる場合については種目を分けて2回にわたってご審議いただきたいと存じます。

(西淵委員)

先ほどの議論も踏まえて日程に関わるんですけど、5月定例会、5月12日、ここで採択基本方針を決めるのでは学校に通知して、その教科書の展示会で各学校が教科書研究をするというのが間に合わないのかどうか。間に合わないとする、先ほどの話にちょっと戻りますけど、先ほど山本委員からもご提案があったような形で一応中学校教科書については今も、小学校用教科用図書はこれから議論する採択するところなので、それはやればいんですけど、中学校教科用図書の基本方針について、例えば、中学校教科用図書は生徒の学習の継続性に鑑み、令和5年度と同一のものを採択するとかね。というふうに少し理由を加えて採択基本方針とするということもどうかということ逆にご提案させていただきますので、ご検討いただければと。資料は出してくださいね。今度の臨時会で。どういふのでもいいですけど。言ってることはわかりますか。できるならそれで日程とってやればいけど。臨時会までに結局、なんですか。議事日程を考えると、これ議事あげなかなんでしょ。2週間前に。

(大坪総務部長)

大変申し訳ございません。今ご提案いただいた件も含めてですね、もし可能ならば4月28日、総合教育会議の前、14時からですね、事前説明ということでお願いをしておるのですが、そこを臨時会という形に替えて、議事をお願いできれば、そこで諮らせていただい

るんですが、ただその日、今現在では出席委員が定足数に満たない。先ほど鎌田委員の方からオンラインでご参加いただけるということで、事前のところの2時から。失礼いたしました。15時ですね。15時からご参加いただけるということでしたらなんとか定足数を満たすので、なんとかそういった形で進めたいと思いますがいかがでしょうか。

(鎌田委員)

大丈夫です。

(大坪総務部長)

ありがとうございます。

(坪田教育長)

ではそのように。

(大坪総務部長)

28日に臨時会ということで議事を色々、保留になった部分ですね、諮らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

そこで改めて議案を提出させていただいて、色々資料も整えさせていただいてと思います。それまでにも機会があったらちゃんと個別にも説明させていただくかもしれません。

(西淵委員)

これは協議題ってどっちのことかよくわからんけど。先回中谷委員から事前説明の折に疑問が呈されているわけでしょ。疑念が。それを未解決のまま提出してくるっていうのはやっぱりいけないんじゃないですか。そのために事前説明してるわけでしょ。だから僕はそれは本当にこれは気をつけといてもらいたいなと思います。

(小島指導室長)

申し訳ございませんでした。

(西淵委員)

それとは別件でね。あと、5月12日は何やるんですか。

(小島指導室長)

5月12日は調査研究の観点、着眼点について主にお諮りをしたいと思います。

(西淵委員)

だからこの間、僕が事前説明の時に言っておいたこの令和2年度のサンプルが出ているけどそれは不備じゃないですかと言っておいたんだけど、これは今回出てきているけど、もう一回新たな、令和6年度版に替えていただけるということですか。

(小島指導市長)

おっしゃるとおりでございます。県から一定示されますが、先回、事前説明の際に西淵委員からご指摘いただきましたように、令和2年度と現在の学校や子どもを取り巻く状況、特にICTの活用など大きく変わっておりますし、名古屋市のこれから向かう教育の方針を踏まえたものにしてまいりたいと考えております。

(西淵委員)

わかりました。それを今度5月12日のときに出してもらって着眼点なんかをここの教育委員会で議論して採択に向かっていくということだね。

(小島指導室長)

はい、そのとおりです。

(西淵委員)

はい、わかりました。

(坪田教育長)

流れについてはお手元の資料のとおり進めさせていただきます。ということで保留持ち越しなんかもありましたが、その他はすべて終了いたしました。他なにかよろしいですか。

(鎌田委員)

大日本図書に関しましてですね、名古屋市、愛知県、また他の地域でもですね、どのように採用されていて、その後、この事件を受けてどういう対応を行っているか記録をちゃんととっておいていただきたいんですね。その後、それに対して、我々の対応が良かったのかどうか、後で検証できるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(坪田教育長)

はい、それを踏まえながらこれから進めていきたいと思います。
それでは教育委員会定例会をここで終了させていただきます。

午後4時00分終了